

市報かいづ「市民活動団体情報コーナー『しか通！』」

掲載の手引き

令和7年4月 改訂

海津市では、令和6年11月から、市報かいづに「市民活動団体情報コーナー『しか通！』」を設け、情報発信を行います。このコーナーは、市民活動団体登録制度に登録した団体が主催するイベントや活動、会員募集情報などを紹介するものです。掲載にあたっては、次の基準を設けておりますので、依頼する団体におきましては、必ずご確認いただき、了承された上でお申し込みください。

1. 掲載対象

海津市市民活動団体登録要綱に基づき市に登録した市民活動団体の、イベント情報や活動紹介、会員募集を対象とします。

2. 掲載できないもの

海津市広報紙広告掲載要綱第2条の各号に掲げる次の内容のものは掲載できません。

- (1) 法令及び条例並びに規則等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
 - (3) 青少年の健全育成にふさわしくないもの
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝その他これらに類するもの
 - (5) 本市又は他の地方公共団体が広告の対象を推奨しているかのような表現のもの
 - (6) 誇大又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
 - (7) 人権侵害、差別若しくは名誉き損となるもの、又はそのおそれのあるもの
 - (8) 広告の主体及び責任の所在が不明確なもの
 - (9) その他前各号に属さないもので、市長が市の広報紙に掲載する広告として適正でないと認めるもの
- ※過去の掲載において苦情やトラブルがあった記事など



3. 申し込み方法

(1) 申し込み期限

掲載を希望する市報がいづ発行月の3か月前の末日までに申込書を提出してください。

例) 11月号へ掲載希望の場合 → 8月31日までに申込書を提出

(2) 申し込み先

メール、FAXまたは直接窓口へ提出してください。

窓 口：海津市まちづくり協働センター（南濃総合福祉会館ゆとりの森）

メー ル：kaizu-machisen@city.kaizu.lg.jp

ファクス：0584-71-6303

※申込書は、海津市役所生活・環境課窓口で配布するほか、市ホームページ（右のQRコード）からもダウンロードできます



4. 掲載について

(1) 掲載回数

●イベント情報

1団体につき、年度内2回とします。（2か月連続での掲載は不可）

●活動紹介及び会員募集

1団体につき、年度内1回とします。

(2) 月ごとの掲載件数及び優先順位

●各月1～2団体の掲載を基本とします。

●原則、申し込み順としますが、初めて掲載する団体の場合は優先します。

(3) 原稿の校正

●掲載前（時期としては申し込み後から発行月の前月中旬ごろ）に、申込書の問い合わせ

先へ、記事内容の校正確認をメールまたはファクスなどで行わせていただきます。

●修正の有無について、必ず指定する期限までにご連絡ください。

●指定の期日までにご連絡がない場合は、掲載を取りやめることがあります。

(4) 市ホームページへの掲載

市報の掲載と同時に、市ホームページの「市民活動団体情報」にも掲載します。この際、掲載内容は基本的に市報に掲載した情報を用います。なお、掲載期間は次のとおりです。（掲載期間中に削除を希望される場合は、生活・環境課へご連絡ください。）

- イベント情報

イベント開催の前日まで

- 活動紹介及び会員募集

掲載の年度末（3月31日）まで

➡市ホームページ



5. 留意事項

- その月の掲載状況により、記事を掲載できない場合や、内容を省略する場合があります。ご了承のうえ、お申し込みください。
- イベント情報（開催日時や場所など）が申し込み時に未定の場合、遅くとも発行月の前々月の末日までに確定し、報告いただくようお願いします。

例) 11月号へ掲載希望の場合 → 9月30日までに確定し報告いただく

- 原稿の締切日以降の取下げは対応できません。
- 掲載後、記事内容について苦情やトラブルがあった場合には、次回以降の掲載を見合わせる場合があります。
- 掲載内容に関してトラブルが生じた場合には、当事者間で処理をお願いします。

6. 問い合わせ

〒503-0695

岐阜県海津市海津町高須515番地

市民生活部 生活・環境課 地域コミュニティ係

電話：0584-53-3195

ファクス：0584-53-1598

メール：seikatsukankyo@city.kaizu.lg.jp